

平成31年度（2019年度）金沢大学大学院法務研究科 入学試験問題

【B日程】法律専門科目試験

憲法 採点基準

憲法31条及び35条の法的意味に関する解釈論に触れ、本件GPS捜査が個人のプライバシーを侵害し、その重要な法的利益を侵害するものであるか否かについて論述し、同捜査が刑事法上、特別の法律上の根拠を必要とし、それがなければ許されない強制処分に該当するかの問題にも言及していれば合格点を与える。最近の本件に含まれる論点に関する最高裁判決（最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁）を援用していれば、加点する。また、強制処分法定主義（刑訴法197条ただし書）に言及があれば、これも加点要素とする。